

条	改正前	条	改正後
【保証および再保証委託約款】	【保証および再保証委託約款】	<p>第1条 (保証委託および再保証委託)</p> <p>(1)委託者は、原契約に基づき、委託者が負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務について、乙に保証を委託し、乙は、乙所定の方法により定めた金額の範囲において、委託者の債務を保証することを受託します。また、乙が必要と認めたことを条件に、当該保証委託契約に基づき、委託者が負担する求償債務、損害金その他一切の債務について、丙に保証(再保証)を委託します。</p> <p>(2)本規約に基づく委託者と乙との間の契約(以下「本保証委託契約」といいます。)は、委託者が乙に対し本規約に基づく保証委託の申込みを行った後、乙が当該申込みを承諾し必要な手を完了したときに成立するものとします。また、本規約に基づく委託者と丙との間の契約(以下「再保証委託契約」といいます。)は、委託者が丙に対して本規約に基づく保証(再保証)委託の申込みを行った後、丙が当該申込みを承諾し必要な手を完了したときに成立するものとします。</p> <p>(3)原契約に関して委託者のためにする甲乙間の個別の保証契約は、乙が甲に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。また、乙が必要と認めた場合に本保証委託契約に関して委託者のためにする乙丙間の個別の保証契約は、丙が乙に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。</p> <p>なお、乙が当該保証(再保証)を不要と判断したことにより、丙による保証(再保証)がなされない委託者については、本規約のうち、丙との関係を定めた条項や前項で定める再保証委託契約に関する条項の適用がないものとします。</p> <p>(4)原契約の内容が変更されたときは、本規約に基づく委託者と乙との間の本保証委託契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。また、本保証委託契約の内容が変更されたときは、本規約に基づく委託者と丙との間の再保証委託契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。</p> <p>(5)本保証委託契約の効力は、原契約が終了した場合であっても、原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務が完済されるまでの間、存続します。また、再保証委託契約の効力は、原契約または本保証委託契約が終了した場合であっても、本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務が完済されるまでの間存続します。</p> <p>(6)委託者は、本保証委託契約および再保証委託契約の締結にあたり、甲、<u>乙</u>および丙が別途定める「個人情報の取扱いに関する規約」<u>(以下「本同意事項」といいます。)</u>に同意いただく必要があります。</p>	<p>第1条 (保証委託および再保証委託)</p> <p>(1)委託者は、原契約に基づき、委託者が負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務について、乙に保証を委託し、乙は、乙所定の方法により定めた金額の範囲において、委託者の債務を保証することを受託します。また、乙が必要と認めたことを条件に、当該保証委託契約に基づき、委託者が負担する求償債務、損害金その他一切の債務について、丙に保証(再保証)を委託します。</p> <p>(2)本規約に基づく委託者と乙との間の契約(以下「本保証委託契約」といいます。)は、委託者が乙に対し本規約に基づく保証委託の申込みを行った後、乙が当該申込みを承諾し必要な手を完了したときに成立するものとします。また、本規約に基づく委託者と丙との間の契約(以下「再保証委託契約」といいます。)は、委託者が丙に対して本規約に基づく保証(再保証)委託の申込みを行った後、丙が当該申込みを承諾し必要な手を完了したときに成立するものとします。</p> <p>(3)原契約に関して委託者のためにする甲乙間の個別の保証契約は、乙が甲に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。また、乙が必要と認めた場合に本保証委託契約に関して委託者のためにする乙丙間の個別の保証契約は、丙が乙に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。</p> <p>なお、乙が当該保証(再保証)を不要と判断したことにより、丙による保証(再保証)がなされない委託者については、本規約のうち、丙との関係を定めた条項や前項で定める再保証委託契約に関する条項の適用がないものとします。</p> <p>(4)原契約の内容が変更されたときは、本規約に基づく委託者と乙との間の本保証委託契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。また、本保証委託契約の内容が変更されたときは、本規約に基づく委託者と丙との間の再保証委託契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。</p> <p>(5)本保証委託契約の効力は、原契約が終了した場合であっても、原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務が完済されるまでの間、存続します。また、再保証委託契約の効力は、原契約または本保証委託契約が終了した場合であっても、本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務が完済されるまでの間存続します。</p> <p>(6)委託者は、本保証委託契約および再保証委託契約の締結にあたり、甲および丙が別途定める「個人情報の取扱いに関する規約」<u>ならびに乙が本規約とは別に定める個人情報の取扱いに関する同意事項</u>に同意いただく必要があります。</p>
-	<p>附則(2019年7月30日)</p> <p>1 この規約は2019年7月30日より実施します。</p> <p>附則(2020年3月22日)</p> <p>1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。</p> <p>附則(2021年3月26日)</p> <p>1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。</p> <p>附則(2021年4月19日)</p> <p>1 この改定規約は2021年4月19日より実施します。</p>	-	<p>附則(2019年7月30日)</p> <p>1 この規約は2019年7月30日より実施します。</p> <p>附則(2020年3月22日)</p> <p>1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。</p> <p>附則(2021年3月26日)</p> <p>1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。</p> <p>附則(2021年4月19日)</p> <p>1 この改定規約は2021年4月19日より実施します。</p> <p><u>附則(2021年11月23日)</u></p> <p><u>1 この改定規約は2021年11月23日より実施します。</u></p>
-	登録 No.11115 21.04	-	登録 No.11115 21.11

条	改正前	条	改正後
	【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】
第1条	<p>(個人情報の利用目的、取得の同意)</p> <p>(1) 会員等は、再保証会社が、会員等の個人情報を以下の利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>再保証会社における個人情報の利用目的</p> <p>(a) 現在および将来における再保証会社の与信判断のため</p> <p>(b) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため</p> <p>(c) 求償権に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため</p> <p>(d) 再保証会社と会員等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため</p> <p>(e) 再保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため</p> <p>(f) 再保証会社および再保証会社関係会社(再保証会社が掲載するホームページに関連会社として記載されている子会社および関連会社をいう。以下同じ。)が提供するサービスに関するダイレクトメール、eメール、SMS(ショートメッセージサービス)等による情報提供、営業案内その他の連絡等を行うため</p> <p>(g) 会員等と再保証会社関係会社との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため</p> <p>(2) 会員等は、再保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、再保証会社の定める期間、保存することに同意します。また、再保証会社が必要があると認めた場合には、再保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を再保証会社のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 氏名・住所・生年月日等の情報</p> <p>氏名・住所・本籍地・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・お取引ニーズに関する情報・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>(b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報</p> <p>・再保証に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報</p> <p>・再保証の対象となる求償債務に係る保証の対象となる会員等の銀行のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済方法等のご利用状況および契約内容に関する情報</p> <p>(c) 信用情報</p> <p>会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況(本契約以外に再保証会社または銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。)、保証会社が提供する保証関連サービスに係るお支払状況および返済状況等(会員等の銀行との本契約におけるお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。)の会員等の返済能力に関する信用情報</p> <p>保証関連サービスとは、保証会社と会員等との間で締結する保証委託契約に基づく保証業務、当該業務に付随または関連するサービス、および会員等の家計管理等に係るアドバイスその他情報の提供に関するサービス(以下、これらの業務およびサービスを総称して「保証関連サービス」といいます。)をいいます。</p> <p>(d) 再保証に付随して取得した情報</p> <p>ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等再保証に付随して取得した情報</p> <p>(e) 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報</p> <p>本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証、パスポート等)に記載された情報および本人確認等手続きに関する情報</p> <p>(f) 公開情報</p> <p>官報や電話帳等により一般に公開されている情報</p> <p>(g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p>	第1条	<p>(個人情報の利用目的、取得の同意)</p> <p>(1) 会員等は、再保証会社が、会員等の個人情報を以下の利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>再保証会社における個人情報の利用目的</p> <p>(a) 現在および将来における再保証会社の与信判断のため</p> <p>(b) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため</p> <p>(c) 求償権に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため</p> <p>(d) 再保証会社と会員等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため</p> <p>(e) 再保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため</p> <p>(f) 再保証会社および再保証会社関係会社(再保証会社が掲載するホームページに関連会社として記載されている子会社および関連会社をいう。以下同じ。)が提供するサービスに関するダイレクトメール、eメール、SMS(ショートメッセージサービス)等による情報提供、営業案内その他の連絡等を行うため</p> <p>(g) 会員等と再保証会社関係会社との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため</p> <p>(2) 会員等は、再保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、再保証会社の定める期間、保存することに同意します。また、再保証会社が必要があると認めた場合には、再保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を再保証会社のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 氏名・住所・生年月日等の情報</p> <p>氏名・住所・本籍地・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・職業・勤務先・取引目的・家族構成・住居状況・お取引ニーズに関する情報・<u>識別番号</u>・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>(b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報</p> <p>・再保証に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報</p> <p>・再保証の対象となる求償債務に係る保証の対象となる会員等の銀行のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済方法等のご利用状況および契約内容に関する情報</p> <p>(c) 信用情報</p> <p>会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況(本契約以外に再保証会社または銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。)、保証会社が提供する保証関連サービスに係るお支払状況および返済状況等(会員等の銀行との本契約におけるお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。)の会員等の返済能力に関する信用情報</p> <p>保証関連サービスとは、保証会社と会員等との間で締結する保証委託契約に基づく保証業務、当該業務に付随または関連するサービス、および会員等の家計管理等に係るアドバイスその他情報の提供に関するサービス(以下、これらの業務およびサービスを総称して「保証関連サービス」といいます。)をいいます。</p> <p>(d) 再保証に付随して取得した情報</p> <p>ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等再保証に付随して取得した情報</p> <p>(e) 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報</p> <p>本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証、パスポート等)に記載された情報および本人確認等手続きに関する情報</p> <p>(f) 公開情報</p> <p>官報や電話帳等により一般に公開されている情報</p> <p>(g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p>

条	改正前	条	改正後																								
第7条	<p>(再保証会社が加盟する個人情報機関)</p> <p>再保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>○/△</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人情報センター</td> <td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○	第7条	<p>(再保証会社が加盟する個人情報機関)</p> <p>再保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>○/△</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人情報センター</td> <td>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	全国銀行個人情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△																									
全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	△																									
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○																									
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○																									
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△																									
全国銀行個人情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	△																									
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○																									
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	○																									
第9条	<p>(個人情報の利用・提供の停止)</p> <p>(1) 再保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)(f)(g)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(4)③に基づく第三者提供もしくは第2条(5)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。</p> <p>(2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、再保証会社のホームページ(http://shinseifinancial.co.jp)に掲載しております。</p> <p>(3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。</p>	第9条	<p>(個人情報の利用・提供の停止)</p> <p>(1) 再保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)(f)(g)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(4)③に基づく第三者提供もしくは第2条(5)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。</p> <p>(2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、再保証会社のホームページ(https://shinseifinancial.co.jp)に掲載しております。</p> <p>(3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。</p>																								
-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ http://shinseifinancial.co.jp</p> <p>●個人情報保護管理者 業務管理部長</p>	-	<p>■個人情報の取扱いに関する窓口</p> <p>新生フィナンシャル株式会社 お客様相談室(個人情報担当) TEL:0120-019-208 (受付時間:平日午前9時30分から午後6時00分 ※土・日・祝日を除く) ホームページ https://shinseifinancial.co.jp</p> <p>●個人情報保護管理者 業務管理部長</p>																								
-	2021年04月19日改定	-	2021年11月23日改定																								